

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度監査等執行計画を次のとおり定める。

令和5年12月18日

三重県監査委員	伊藤	隆
三重県監査委員	中瀬古	初美
三重県監査委員	野村	保夫
三重県監査委員	伊賀	恵

令和6年度監査等執行計画

第1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更され、県内の経済は緩やかに改善の兆しが見えていますが、不安定な国際情勢や円安の影響による燃料や原材料価格の上昇などにより、中小企業・小規模企業や農林水産業者の経営は依然として厳しい状況が続いており、さらに、物価高の継続は、県民生活を圧迫しています。引き続き、物価高騰に対する県民の生活支援、事業者の業態転換や事業継続への支援等を機動的かつ着実に実施していくことが求められています。

また、本県の人口減少対策については、令和5年8月に策定された「三重県人口減少対策方針」に基づき、結婚、妊娠・出産や子育ての支援、若者の働く場の確保、女性の働きやすい職場づくり、生活の利便性の向上、賑わいの創出、移住・Uターン促進等、集中的・効果的な対策が全庁を挙げて進められています。このほか、子どもへの支援については、児童の死亡事案や不適切保育、不登校や貧困などのさまざまな課題があり、一層の充実が求められています。

令和6年度は、中期戦略計画「みえ元気プラン」の折り返しの年であり、プランに掲げためざす姿の実現に向け、取組の成果を県民の皆さんに実感していただけるよう、全庁を挙げた効果的な取組が求められています。

一方、行財政運営については、本県の財政状況は改善傾向にありますが、国からの新型コロナウイルス感染症関連交付金の見直しによる関連事業の実施に係る財源確保が課題となっています。さらに、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加などにより、義務的経費が今後も高い水準で推移することが見込まれることから、多様な財源確保や経常的な支出の抑制等を図ることにより、持続可能な財政運営基盤を確保することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、適切な行財政運営や県民の信頼の確保に向けて、引き続き、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、個人情報漏えい、公文書の誤廃棄や紛失などの不適切な事務処理事案が依然として発生している状況下で、職員が受託収賄罪で起訴される深刻な事態が生じていることから、服務規律違反や不適切な事務処理で県民の信頼を著しく損なう重大な事案については、コンプライアンスの徹底を促すという観点で監査等を行います。

また、内部統制制度に依拠し、効率的かつ効果的に監査等を実施するために、各種監査等との有機的な連携と調整を図っていきます。

第2 実施計画

1 定期監査

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査を実施します。

また、令和5年度定期監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握するとともに、令和5年度包括外部監査結果の対応状況についても併せて確認します。

(2) 対象年度

対象年度は、原則として令和5年度とします。

(3) 対象箇所

ア 本庁

(ア) 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第2条第1号に定める部局等における課等

(イ) 三重県企業庁組織規程（平成14年三重県企業庁管理規程第1号）第2条第1項に定める課

(ウ) 三重県病院事業庁組織規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第1号）第3条第1項第1号に定める課

イ 地域機関

(ア) 三重県会計規則第2条第2号に定める所

(イ) 三重県企業庁組織規程第9条第2項別表に定める事業所

(ウ) 三重県病院事業庁組織規程第3条第1項第2号に定める県立病院

(4) 実施時期

ア 事務局予備監査

(ア) 実地監査

a 地域機関 令和6年1月下旬から6月中旬まで

b 本庁

(a) 企業庁・病院事業庁・県土整備部（流域下水道関係に限る。）

令和6年6月中旬から6月下旬まで

(b) 知事部局等 令和6年6月上旬から7月下旬まで

(イ) 書面監査 令和6年2月下旬から8月下旬まで

イ 委員監査

(ア) 実地監査

a 地域機関 令和6年4月上旬から8月上旬まで

b 本庁

(a) 企業庁・病院事業庁・県土整備部（流域下水道関係に限る。）

令和6年7月下旬

- (b) 知事部局等 令和6年8月中旬から9月中旬まで
- (イ) 書面監査 令和6年9月中旬から10月上旬まで
- (5) 実施体制（方法）等
実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和6年度定期監査実施要領」を別に定めます。
 - ア 総括本監査
本庁各部局等（知事部局、出納局、議会事務局、企業庁、病院事業庁、各種委員会事務局、警察本部）の長等に対し、本庁各課等及び地域機関で実施した予備監査の結果等を基に、監査委員が総括的に監査を実施します。
 - イ 本監査
地域機関の長に対し、予備監査の結果等を基に、監査委員が監査を実施します。
 - ウ 事務局予備監査
本庁各課等及び地域機関の担当者に対し、監査提出資料等を基に、事務局職員が、総括本監査及び本監査に先立つ調査を実施します。

2 行政監査

- (1) 執行方針
事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査を実施します。
- (2) 対象年度、対象箇所、実施時期、実施体制（方法）等
定期監査の中で、総合的かつ一体的に実施することとします。

3 財政的援助団体等監査

- (1) 執行方針
補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査します。
- (2) 対象年度
原則として令和5年度とし、必要に応じ4年度以前に実施した事業等も対象とします。
- (3) 対象団体
別に定める「令和6年度財政的援助団体等監査実施要領」の「財政的援助団体等に係る監査対象団体選定基準」に基づき、県の関与度が高い団体等を重点的に選定します。
- (4) 実施時期
令和6年11月から7年2月まで
- (5) 実施体制（方法）等
実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和6年度財政的

援助団体等監査実施要領」を別に定めます。

ア 委員監査

予備監査の結果等を基に、監査委員が監査を実施します。

イ 事務局予備監査

監査提出資料等を基に、事務局職員が、委員監査に先立つ調査を実施します。

4 決算審査

(1) 執行方針

決算その他関係書類が、法令に適合し、かつ正確であるかについて審査します。

(2) 審査対象

ア 知事から審査に付される令和5年度三重県歳入歳出決算

(ア) 一般会計及び特別会計

イ 知事から審査に付される令和5年度三重県公営企業会計決算

(ア) 水道事業会計

(イ) 工業用水道事業会計

(ウ) 病院事業会計

(エ) 流域下水道事業会計

(3) 実施時期

ア 歳入歳出決算 令和6年6月から10月まで

イ 公営企業会計決算 令和6年6月から9月まで

(4) 実施体制（方法）等

実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和5年度三重県歳入歳出決算審査実施要領」及び「令和5年度三重県公営企業会計決算審査実施要領」を別に定めます。

ア 委員審査

予備調査の結果等を基に、監査委員が審査を実施します。

イ 事務局予備調査

歳入歳出決算審査提出資料を基に、事務局職員が、委員審査に先立つ調査を実施します。

5 例月出納検査

(1) 執行方針

会計管理者等の現金の出納事務が、正確に行われているかについて検査します。

(2) 検査対象

ア 一般会計及び特別会計

イ 公営企業会計

(ア) 水道事業会計

(イ) 工業用水道事業会計

(ウ) 病院事業会計

(エ) 流域下水道事業会計

(3) 実施時期

毎月下旬

(4) 実施体制（方法）等

毎月の現金等の出納について、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかの検査を、原則として、一般会計及び特別会計については5月及び8月に、公営企業会計については5月及び7月に監査委員が実地検査を行い、その他の月については書面検査とします。

なお、一般会計及び特別会計については検査実施月の2月前、公営企業会計については1月前の状況を検査します。

6 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

(1) 執行方針

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるかについて審査します。

(2) 審査対象

知事から審査に付される令和5年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(3) 実施時期

令和6年6月から10月まで

(4) 実施体制（方法）等

歳入歳出決算及び公営企業会計決算に係る健全化判断比率等の審査実施要領を別に定めます。

なお、将来負担比率に係る地方公社や第三セクター等に関する審査については、必要に応じて、対象団体の協力のもとで併せて実施します。

7 内部統制評価報告書審査

(1) 執行方針

知事等が作成した内部統制評価報告書について、知事等による評価が適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査します。

(2) 審査対象

知事等から審査に付される令和5年度内部統制評価報告書

(3) 実施時期

令和6年6月から10月まで

(4) 実施体制（方法）等

実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和6年度三重県内部統制評価報告書審査計画」を別に定めます。

ア 委員審査

予備調査の結果等を基に、監査委員が審査を実施します。

イ 事務局予備調査

内部統制評価報告書等を基に、事務局職員が、委員審査に先立つ調査を実施します。

8 その他

- (1) 監査委員は、必要があると認めたときは、随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項の規定による監査をいう。）を実施します。
- (2) 監査委員は、必要があると認めたときは、指定金融機関等監査（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項の規定による監査をいう。）を実施します。
- (3) 監査委員は、会計管理者等に対し、指定金融機関等に対する検査の結果についての報告（地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 3 項の規定による報告をいう。）を求めます。